

公認会計士監査制度の改革についての金融庁としての考え方

1. 基本的な視点

証券市場の公平性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することの観点から、公認会計士監査の充実・強化を図る。

2. 具体的な課題（公認会計士法の改正法案として検討中の課題）

(1) 公認会計士の使命・職責の明確化

財務情報の信頼性の確保を通じ、投資家の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを公認会計士の使命として位置づけ、公認会計士は、この使命に基づき、監査と会計の専門家として、専門的知識と技能の修得に努め、独立した立場において、公正かつ誠実に業務を行わなければならないとの職責を、弁護士法、税理士法などの専門職業士の使命・職責の規定にならい、新たな規定として法律上明確化する。

(2) 公認会計士などの独立性の強化

監査の適切性を確保するために、公認会計士と監査法人の独立性を強化することが必要であり、下記のとおり、法律上の規定として明確化する。

一定の非監査業務の被監査会社等への同時提供の禁止

- ・ 被監査会社等に対する監査証明業務と一定の非監査証明業務（例：コンサルティング業務）の同時提供を禁止する。
- ・ 対象としては、上場企業、銀行、保険会社等の監査を予定。

関与社員等の交替制の導入

- ・ 関与社員が同一の被監査会社等を一定期間（5年間又は7年間）以上継続的に監査することを制限し、一定期間以上監査を続けている場合には交替することを義務づける。
- ・ 対象としては、上場企業、銀行、保険会社等の監査を予定。

公認会計士単独による監査の禁止

- ・ 上場企業、銀行、保険会社等の監査について、公認会計士の単独による監査を禁止する（共同監査の場合、公認会計士を補助者として使用する場合を除く）。

公認会計士の被監査会社の役員等への就任等の制限

- ・ 監査を行った公認会計士が被監査会社の役員等に就任しようとする場合、監査を行った翌会計期間に就任することを禁止する。
- ・ 監査を行った公認会計士が被監査会社の役員等に就任した場合、当該会計期間及び翌会計期間に当該公認会計士が属していた監査法人による監査を禁止する。

(3) 監査法人などに対する監視・監督の充実・強化

監査の質の確保と実効性の向上を図るため、日本公認会計士協会による自主的な取り組みの充実を期待しつつ行政が公平性・中立性・有効性を確保するとともに、投資家の保護の観点から行政による監視・監督の機能を充実・強化する。

一般的調査権の導入

- ・ 現行法では懲戒事由を前提とした調査権にとどまっているが、監査法人等の業務運営の適正性の監視のための一般的な調査権を導入する。

公認会計士審査会によるモニタリング

- ・ 監査法人の内部管理や審査体制の質の確保と実効性の向上を図るため、現在の日本公認会計士協会による指導や監督（「品質管理レビュー」）を活用しつつ公認会計士審査会によるモニタリングを行う。

公認会計士審査会の体制強化

- ・ 公認会計士審査会による業務遂行の体制を整備する。

(4) 公認会計士試験制度の改革

複雑化・多様化・国際化している経済活動に対応して、

- ・ 監査を中核的な業務とする公認会計士の業務の質的・量的な需要の増大に対応していくこと
- ・ 監査の質の確保と実効性の向上のために、外部からの監査だけではなく、企業などにおける内部監査の充実を期待し、その担い手の存在を広く求めていくこと

を目的として、実務経験者、専門的教育課程の修了者などを含めた受験者層の多様化と受験者数の増加を図ることによって、一定の資質を有する人材を多数輩出していくことができるよう、公認会計士試験制度を改革する。（なお、試験の合格水準を切り下げてまで合格者を増やすものではない。）

現行の試験体系（「3段階5回」）の簡素化

- ・ 1次試験、2次試験（短答式・論文式）、3次試験（筆記式・口述式）から

構成されている現行の試験制度について、短答式と論文式から構成される一回の試験に改組する。

試験科目の見直し

- ・ 短答式 4 科目、論文式 5 科目（うち 1 科目は選択科目）に改組する。
短答式 4 科目 財務会計論、管理会計論、監査論、企業法
論文式 5 科目 必須科目 4 科目 会計学、監査論、企業法、租税法
選択科目 1 科目 民法、経営学、経済学、統計学
- （参考）現行の試験科目
- ・ 1 次試験：一般的学力（大学卒業者等に対しては免除）
 - ・ 2 次試験：短答式 5 科目、論文式 7 科目（うち 2 科目は選択科目）
 - ・ 3 次試験：筆記及び口述（実務補習及び業務補助が受験要件）

試験の一部免除の拡大

- ・ 一定の要件を満たす実務経験者、専門資格者試験合格者、専門資格者、専門職大学院課程修了者などに対して試験科目の一部を免除する。
- ・ 短答式試験合格者に対して、有効期間（2 年間を予定）を設けた短答式試験免除を導入するとともに、論文式試験について、有効期間（2 年間を予定）を設けた科目合格制を導入する。

会計士補の資格の廃止

- ・ 所要の経過的措置を手当する。

登録による資格の付与

- ・ 公認会計士試験に合格し、業務補助等の修了及び実務補習の修了を行政が確認して、公認会計士となる資格を付与する。

(5) 登録の制度と研修の法定化

公認会計士試験に合格した者が公認会計士として業務を行うために、登録を求め、そのための要件などを法律上明確化する。

業務補助及び実務補習

- ・ 2 年間の業務補助等の修了及び日本公認会計士協会によって実施される統一考査による実務補習の修了を行政が確認することを公認会計士の登録の要件とする。
（この結果、現行の試験制度においては第 3 次試験の受験の要件であった業務補助及び実務補習は、登録の要件として位置づけが変更されることとなる。）

登録による資格の付与 （(4) のとおり）

研修の受講の法定化

- ・ 公認会計士が日本公認会計士協会が行う研修を受講すべきことを義務づける。

(6) 監査法人における社員の責任の一部限定

監査法人の大規模化などの実情を踏まえ、真に責任を果たすべき立場にある者がその責任を全うすべきであるとの観点から、弁護士法人と同様の「指定社員制度」を導入し、監査を行った社員（「指定社員」）のみが監査法人とともに無限連帯責任を負うこととし、監査に関与していない社員（「非関与社員」）の責任（現行法では無限連帯責任）を一部限定する。

(7) 監査法人などを巡る諸制度についての規制緩和

規制緩和の観点から、下記のとおり、現行法の規制を見直す。

- ・ 広告規制の廃止
- ・ 日本公認会計士協会の会則記載事項の変更（「会員の受ける報酬に関する標準を示す規定」の削除）
- ・ 監査法人の定款変更手続の簡素化（社員の住所変更等簡易な事項の変更について認可制から届出制に変更）
- ・ 監査法人の会計年度の弾力化（4月1日から3月31日に固定されている監査法人の会計年度の弾力化）

(8) 実施時期

- ・ 平成16年4月からの施行。
- ・ ただし、公認会計士試験制度の改革に係る規定については、平成18年1月以降に公告される試験からの適用。